

[利用規約・注文書](#)

【ANOK 利用規約】 第4条（依頼者の義務）
令和4年1月20日更新 1、依頼者は、家事代行を利用する対象物件の室内外に必要な動産、財産等がある

第1条（総則）

- 1、本規約は、当社が提供する「片付け家事代行サービス」（以下、「家事代行」という。）、「買取サービス」（以下「買取」という）をご利用頂くに際し、依頼者と当社の関係性を定めるものです。
- 2、依頼者は、家事代行、買取のサービス（以下、「家事代行」「買取」の2つのサービスを「両サービス」という）利用にあたり、本規約等に全て同意したものとみなします。
- 3、当社は両サービスについて「片付け家事代行、買取サービス」又は「リユース回収」と呼称します。

第2条（見積もり・注文による利用規約の適用）

当社は依頼者が本サービスを利用するにあたっての料金について、事前に見積もりを行います。見積り内容について依頼者が当社に対し、承諾、注文（発注）の意思表示を行った場合には、注文書等の書面の有無にかかわらず、本サービスに係る利用規約が成立します。

第3条（家事代行のサービス内容及び対価）

- 3、依頼者の指示により、室内外に存在する物品を、必要品（依頼者が所有権を放棄しないもの）と不用品（依頼者が所有権を放棄しても良いと考えているもので、当社に買取を希望し、買取が成立した物品、又は依頼者が当社に買取を希望したが、不成立となり、依頼者が廃棄物として処分するもの等）に選別します（以下「選別作業」という）。
- 2、依頼者の指示により、必要品、不用品については、依頼者本人が室内から室外へ物理的に搬出できるよう、動線確保の為に片付け、組み立て家具等の解体、指定物品の探索、梱包、エアコン・照明等の取り外し、大型家具や家電の移動、解体、窓やバルコニー等からの吊り下げ、廃棄物の仕分け、その他依頼者が事前希望する作業のうち、当社が請け負えると事前に確約したものに付き、作業をいたします。
- 3、依頼者は、「家事代行」の対価について、当社が片付けの物量を客観的に把握していただくことを目的として、物品1点ごと（雑貨は立米表示）に家事代行の一部としての金額と、作業員の数に作業内容、作業時間、作業コンディションを勘案した単価を乗じた作業員代の合計を帳票に明示した金額が、「家事代行」のサービス代金に由来するものであることを、予め承諾するものとします。
- 4、依頼者は、家事代行の利用において、一般廃棄物や当社が買取できない不用品は、依頼者自ら処分することになる事を予め承諾するものとします。但し、選別作業において、廃棄物が 45ℓ のゴミ袋3袋未満の場合で、収集日時に運び出しの代行希望がある場合は、集積所までの運び出しや補助を行うことは可能です。また一時的に大量に廃棄物の処理の要望がある場合（行政によりますが、一度に 45ℓ のゴミ袋5袋以上が一般的です）、当社が一般廃棄物収集運搬業者の手配代行（取次）は行いますが、契約の主体は依頼者と一般廃棄物収集運搬業者間となり、当社はその契に伴う事故の責任は一切負わないことにつき、予め承諾するものとします。

第4条（依頼者の義務）

- 1、依頼者は、家事代行を利用する対象物件の室内外に必要な動産、財産等がある場合は、当社が家事代行作業に着手する前までに、全て移設、または選別準備を完了させるものとします。
- 2、依頼者は、室内外に、貴重品・高価品・危険物、その他特段の注意を要する物品がある場合には、当社が選別作業に入る前までに、具体的に特定して当社に申告するものとします。
- 3、依頼者は、当社の家事代行作業後に、依頼者本人および依頼者以外の第三者において疑義が生じたとしても、依頼者の責任で解決するものとし、当社に対して一切の異議を申し立てないものとします。
- 4、依頼者は、両サービスの注文後、作業内容が減少、増加する場合は、作業日の2日前までに当社に連絡するものとします。事前連絡が無く、作業内容が減少したとしても作業員代は変更できません。

第5条（買取サービス）

- 1、当社基準により買取できるものについては、買取いたします。
- 2、当社が買取した買取品はコースにより処分いたします。
- 3、買取品の所有権は、当社に移転しますので、その処分方法について、依頼者は、一切の意義申し立てができないものとし、またその返却もできないものとしします。
- 4、当社の基準により買取できない不用品や廃棄物は、依頼者ご自身で処分をお願いします。

当社は買取品の代金について、第3条に定める「家事代行」と買取サービスを依頼者が併用する場合は、家事代行サービスに係る料金の支払いの際に、対価額にて相殺する方法により支払うことができるものとします。

第6条（支払い及び作業料金について）

- 1、依頼者は、家事代行に係る料金を、作業完了後1週間以内の一括現金、或いは
 当社指定口座へ振り込みにて支払うものとします（法人は別途取り決めのを行う
 ものとします）。なお、支払い方法が振込の場合は、振込明細書の控えを以って
 領収書の発行に代えさせて頂くことと、また、振込手数料は依頼者の負担とな
 ることを予め承諾するものとします。
- 2、各帳票の詳細に付随する買取以外の用品に示されている金額は家事代行の作業
 代の一部となります。

第 7 条 (免責)

当社は、次の事由により依頼者に生じた損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 1、家財・家屋の欠陥・瑕疵・自然損耗 2、天災 3、依頼者による第4条の義務違反 4、当社の責めに帰すべからざる事由

第8条（損害賠償）

当社および依頼者は、その責めに帰すべき事由により、相手方に損害を負わせた場合、その損害を賠償するものとします。

第9条（個人情報）

個人情報の取り扱いについては、当社ウェブサイトに掲載するプライバシーポリシーの定めるところによります。以下余白。

注文日： 年 月 日 見積書 NO:

依頼者住所：

上記利用規約を承諾の上、注文します。

依頼者氏名： _____ 印

会社概要

- 会社名
- 事業内容
- 代表者
- 本社所在地
- 受付時間
- 許可・登録・免許

都市管理法人 ANOK 株式会社 ANOK co.,Ltd
遺品整理、ゴミ屋敷片付け、残置物撤去、動産の買取（美術品・骨董品などの専門的査定に特化）
飯塚 裕
〒253-0011 神奈川県茅ヶ崎市菱沼 2-11-37 TEL.0120-940-330
24 時間受付
遺品整理士 認定第 ISO1681 号
神奈川県公安委員会古物許可番号 第 452670005403 号
産業廃棄物収集運搬事業許可（東京・神奈川） 第 206537 号



● ● ● 都市管理法人 **ANOK株式会社**

● ● ☎ 0120-940-330

〒253-0011 神奈川県茅ヶ崎市菱沼 2-11-37

✉ info@anok.site

ANOK <http://anok.site>

ANOK

🔍 検索

ANOK

LINE 友だち追加して **簡単!** **無料!**

LINE 公式アカウントで

写メ見積み

STEP 1

1. **Step 1:** $\text{H}_2\text{O} + \text{H}^+ \rightleftharpoons \text{H}_3\text{O}^+$

STEP2

STEP 2

STEP 3

お見積りを

